

肺炎球菌ワクチンを接種して、いつまでも健康に！

65歳からの肺炎予防



定期接種の公費対象となる場合は以下2つに該当する方です。

これまでに肺炎球菌ワクチンを接種したことのない方。

平成29年度に以下の年齢になる方。

65歳	昭和27年4月2日生～ 昭和28年4月1日生の方	85歳	昭和7年4月2日生～ 昭和8年4月1日生の方
70歳	昭和22年4月2日生～ 昭和23年4月1日生の方	90歳	昭和2年4月2日生～ 昭和3年4月1日生の方
75歳	昭和17年4月2日生～ 昭和18年4月1日生の方	95歳	大正11年4月2日生～ 大正12年4月1日生の方
80歳	昭和12年4月2日生～ 昭和13年4月1日生の方	100歳	大正6年4月2日生～ 大正7年4月1日生の方

※60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。

接種費用 自己負担金 **3,130円**

接種期間 平成30年3月31日まで

持参するもの

- (1) 「健康保険証」「運転免許証」などの年齢を確認できるもの
- (2) 65歳以上の方の対象者は「市から届いた通知（はがき）」
- (3) 60歳以上65歳未満の対象者は「身体障害者手帳1級の写し」
- (4) 自己負担金免除の方は次の①②のいずれか1つ

①非課税世帯 2,130円

非課税世帯予防接種用の所得・課税証明書（市民税課や各市民サービスセンターなどで発行）

②生活保護受給者 無料

医療のしおり

- (5) 公費対象の年齢以外の方は8,100円で接種可能です。

